

～「東京都エコ農産物認証制度」はじめます～

安全・安心で環境にやさしい農産物の生産を振興するため、東京都では、新たに「東京都エコ農産物認証制度」をはじめます。

この制度では、①土づくり、②化学合成農薬の削減、③化学肥料削減の3つの技術を導入して、化学合成農薬と化学肥料を削減※して作られた農産物を「東京都エコ農産物」として認証します。

認証農産物については、都が栽培状況の確認や残留農薬分析を行って安全性を確認し、これからの結果は都のホームページ上で誰でも自由に閲覧・確認することができます。

また、認証を受けた生産者は平成26年から認証マークをつけて認証農産物を販売することができますので、消費者が安全・安心な農産物を購入する際の目安になります。

※…削減量は、都の慣行使用基準量から25%以上、50%以上、100%削減の3区分を設定。

◇詳しくは、大島支庁産業課の農務係（04992-2-4431）まで。

